

教えて 区役所

第6回 介護保険

食事や入浴、排せつなどが一人でできなくなったらー。

介護保険制度は、介護や支援が必要な方を、みんなで支える仕組みとして平成12年4月にスタートしました。

この制度はどのように利用するのでしょうか。

介護サービスを使うのはどんな人？

介護保険制度を利用して、サービス(介護や支援など)を受けられるのは、①入浴や食事などの日常生活動作に常に介護が必要な状態や、②掃除、洗濯、買い物などの日常生活に支援が必要な状態にあると認められた40歳以上の方です。

ただし、40歳から64歳まで

の方は、指定された病気によって、①や②の状態になった場合に限られています。

サービスを使うにはどうしたらいいの？

まず、区役所で「要介護認定」という申請手続きをしましょう(左図参照)。

その後、認定調査員が、食事や入浴などの79項目にわたる日常生活の動作について訪問調査をします。

そして、「介護認定審査会」という機関で、訪問調査の結果や主治医の意見を基に、介護の必要性の有無やその程度を審査します。

区では、その結果を「要支援」、「要介護(1〜5)」の6段階に分けてお知らせします。

申請から結果の通知まで

要介護認定の申請手続き

訪問による調査

介護の必要性などの審査

審査結果の通知

30日ほどかかります

このお知らせは、申請した日から30日ほど後に届きますが、介護サービスは申請した日から利用できます(「お知らせが届いた日から」ではありません)。なお、介護サービスを利用した方は、その費用の1割を負担します。

サービスを受ける内容は誰に相談したらいいの？

介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談しましょう。

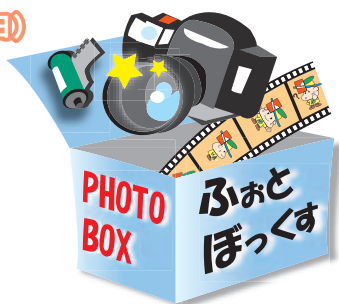
介護支援専門員は、介護保険制度やサービスの利用についての相談を受けたり、利用者や家族の希望などを聞きながら、介護サービス計画(ケアプラン)を作ったりします。また、本人に代わって要介護認定の申請手続きをすることが出来ます。

介護支援専門員がいる事業所などの一覧表を、左の窓口や在宅介護支援センターなどで配布していますので、ご利用ください。

問い合わせ 保健福祉サービス課総合相談担当(区役所1階⑤番窓口)

☎(889)2400(内線360)

地域の親子のふれあい交流「とんとんまつり」(7月28日〜31日)



第6回清田ふれあい区民まつり(7月19日)



第13回北野ふれあい夏まつり(7月26日)



第16回清田中央地区南連絡協議会夏まつり(7月26日)

